

V その他の水質調査（水浴場水質調査）

（１）概要

県内公共用水域のうち、主な水浴場及びその地域で遊泳を可能にしようとしている水域について、水浴場の水質判定基準への適合状況を把握する。

（２）調査地点及び担当機関

水系名	河川・湖沼名	測定地点名	担当地域振興局	測定機関
天竜川	和知野川	和知野川キャンプ場（天龍村）	南信州	長野県（委託）
千曲川	木崎湖	木崎湖キャンプ場（大町市）	北アルプス	長野保健福祉事務所
関川	野尻湖	野尻湖神山国際村（信濃町）	長野	
諏訪湖	諏訪湖	湖心（表層）	諏訪	松本保健福祉事務所
		初島西（表層）		
		塚間川沖 200m（表層）		

（３）調査項目

ア pH イ COD ウ 大腸菌群数 エ ふん便性大腸菌群数 オ 透明度（河川は透視度） カ 油膜の有無 キ 一般項目（気温、水温、色相、臭気、流量（河川））

（４）調査頻度

5月及び8月に各1日、午前(10時前後)、午後(14時前後)の1日2回調査を行う。
なお、調査は降雨時を避けて実施することとし、公共用水域水質常時監視に併せて実施することも可とする。

（５）測定方法

公共用水域水質常時監視の各測定方法による。

（６）測定結果報告等

ア 測定結果の報告

測定機関は、結果判明後速やかに測定結果を別記様式に取りまとめ、水大気環境課及び担当地域振興局に報告する。

担当地域振興局は、測定機関から報告（委託調査地点は公共用水域水質常時監視業務委託事業の月報として受託者から報告）された結果を地元自治体等の関係機関へ情報提供する。

イ 測定結果の記載方法等

（ア）報告下限値

報告下限値は、「I 公共用水域水質常時監視 4 測定結果、環境基準値、報告下限値及び測定方法」(P7～13)の「報告下限値」欄のとおりとし、報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」（記載例「<0.5」）とする。

(イ) 有効数字等

項目	取 扱 い
下記以外の測定項目	有効数字を2桁とし、3桁目又は報告下限値を下回る桁は切り捨てる。
水温、気温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。
pH	小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

(ウ) 平均値の計算

ア 測定地点における日間平均値を算出する。また、1水浴場において複数の調査地点がある場合には、各地点の日間平均値を平均した数値を水浴場の平均値とする。

イ 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して報告下限値の桁までとする。

ウ 平均値算出に当たっての報告下限値未満のデータの取り扱い法は以下に従う。

① ふん便性大腸菌群数

報告下限値未満 (< 2個/100ml) については0として取り扱う。

平均して、報告下限値の桁(整数)にしたとき、「0」又は「1」であれば「<2個/100ml」として扱い、「2」以上であれば、その数値を平均値とする。

(例) 午前:<2個/100ml 午後:3個/100ml の場合

日間平均値 $(0+3)/2=1.5 \rightarrow$ 報告下限の桁にして 2個/100ml

② COD

全て報告下限値未満(<0.5mg/l)の場合に限り、平均値を「<0.5mg/l」とする。

報告下限値未満と有意な値がある場合には、報告下限値未満のデータを0.5mg/lとして算出する。

(例) 午前:<0.5mg/l 午後:0.7mg/l の場合 日間平均値 $(0.5+0.7)/2=$ 0.6mg/l

③ 透明度

全て>1m(又は全透)の場合に限り、平均値を「>1m」とする。

>1m(又は全透)と有意な値がある場合には、水深1m以上の測定地点にあつては、>1m(又は全透)を1mとして算出する。

(例) 午前:>1m 午後:0.8m の場合 日間平均値 $(1+0.8)/2=$ 0.9m

なお、測定地点の水深が1mに満たない場合は、全透を水深(例0.7m)として算出する。

(別記様式) 水浴場水質調査結果報告書

地名					
年月日			日間平均値		日間平均値
時刻			—		—
採水深度(m)			—		—
天候			—		—
気温(°C)			—		—
水温(°C)			—		—
色相			—		—
臭気			—		—
流量(m ³ /sec)			—		—
pH					
COD(mg/l)					
大腸菌群数(MPN/100ml)					
ふん便性大腸菌群数(個/100ml)					
透明度(m)					
透視度(cm)					
油膜の有無			—		—
備考					